

山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請)

第2条 法第31条第1項又は第43条第1項の規定による確認の申請については、特定教育・保育施設確認申請書(様式第1号)又は特定地域型保育事業者確認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(確認の変更申請)

第3条 法第32条第1項又は第44条第1項の規定による確認の変更の申請については、特定教育・保育施設等確認変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更の届出等)

第4条 法第35条第1項又は第47条第1項の規定による確認事項に変更があったときは、10日以内に特定教育・保育施設等確認事項変更届出書(様式第4号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第35条第2項又は第47条第2項の規定による利用定員の減少をしようとするときは、減少の日の3ヵ月前までに特定教育・保育施設等利用定員減少届出書(様式第5号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第5条 法第36条又は第48条の規定による確認の辞退は、3ヵ月以上の予告期間を設けて特定教育・保育施設等確認辞退届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(確認の交付等)

第6条 市長は、第2条又は第3条の規定による申請に係る確認又は確認の変更をしたときは、特定教育・保育施設等確認(変更)通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。